

## 消防計画作成(変更)届出書

令和 年 月 日

さつま町消防本部消防署長 殿

防火 管理者  
防災

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(印)

管理権原者

住 所 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

氏 名 \_\_\_\_\_

(印)

別紙のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。

防 火 対 象 物 又は の所在地 建築物その他的工作物		
防 火 対 象 物 又は の名称 建築物その他的工作物 (変更の場合は、変更後の名称)		
防 火 対 象 物 又は の用途 建築物その他的工作物 (変更の場合は、変更後の名称)		令別表第1 ( ) 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※ 受付欄	※ 経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

3 ※欄は、記入しないこと。

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、\_\_\_\_\_における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

### (建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は自主検査票(別表)に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日 <u>2</u> 回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日 <u>1</u> 回		
消防用設備等		定期的 (概ね年2回以上)		

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
  - 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについて、(管理権原者)に報告し、改修を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙管理について万全を図るため、吸殻の点検を励行する。
- イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- ウ 火気使用器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所、倉庫等の巡回を行う。

(1) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（いす、ロッカー等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、\_\_\_\_\_（防火管理者又は防火担当責任者）に報告し、必要な措置を講ずる。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために\_\_\_\_\_（に委託して）次により法定点検を実施する。

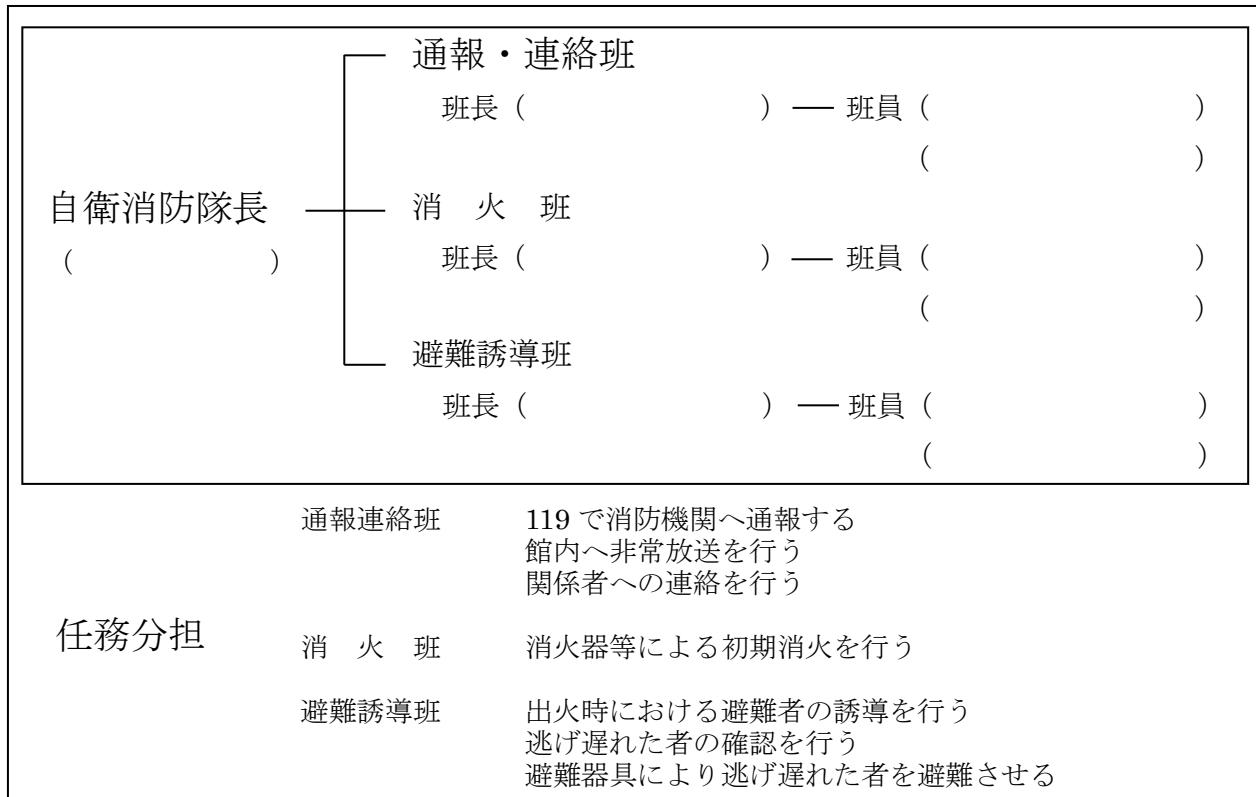
消防用設備等	点 檢 実 施 月 日		
	機 器 点 檢	総 合 点 檢	
消 火 器	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日

- 2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、\_\_\_\_\_（管理権原者）に報告し、改修を図らなければならない。
- 3 消防用設備等の法定点検の結果は、\_\_\_\_\_年に1回消防署長に報告するものとする。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。
- キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目	数量	備蓄場所
飲料水		
非常用食料		
応急手当セット（三角巾、包帯、医薬品、はさみ等）		
懐中電灯		
携帶用ラジオ		
救助・救出用資機材（スコップ、ハンマー、ロープ等）		

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各

火元責任者はその状況を確認する。

- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当責任者は、火災第二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
- (イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は在館者等に知らせる。
- (ウ) 営業等社外で活動する者の安否の確認及び情報の収集を行う。

イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

- (ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
- (イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
- (ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、在館者の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

- (ア) 在館者を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
- (イ) 在館者の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- (ウ) 在館者を避難場所（\_\_\_\_\_）まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒步とする。

(教育訓練)

第9条 防火管理者等は従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るために、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対象者	実施時期	実施回数	実施者	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者
新入社員	採用時	採用時1回				
正社員	月、月	年2回				
	朝礼時	必要な都度				
アルバイト・パート	採用時	採用時1回				
	就業時	必要な都度				

## 備 考

○印は、実施対象者を示す。

## (2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 消防用設備等の取扱要領について
- オ その他必要な事項について

## 3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓 練 種 別	実 施 時 期	訓 練 種 別	実 施 時 期
消 火 訓 練	_____月、_____月	震 災 訓 練	_____月
避 難 訓 練	_____月、_____月		
通 報 訓 練	_____月、_____月	総 合 訓 練	_____月

## 4 防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を実施する場合はあらかじめ「自衛消防訓練通知書」により、消防署長に報告する。

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導及び教育訓練指導の要請
- (3) 消防訓練の実施計画及び実施結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第11条 \_\_\_\_\_の防火管理業務の一部は、\_\_\_\_\_（管理会社）に委託するものとする。

## 附 則

この計画は、令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から施行する。

## 自主検査表（日常）\_\_\_\_\_月

別表1

検査実施者 \_\_\_\_\_

日	曜日	検査項目						
		避難通路等の物品の有無	吸殻の処理	トイレ等の可燃物の確認	終業時の火気の確認	火気設備器具の異常の有無	ガス器具ホースの劣化・損傷	電気器具の配線の劣化・損傷
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

防火管理者 確認	
-------------	--

## 自主検査表（定期）

別表2

実施項目及び確認箇所		結果
建物構造	(1)柱・梁・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。
	(2)天井	仕上材に剥落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。
	(3)窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、または枠自体の外れのおそれのある腐食・ゆるみ・著しい変形等がないか。
	(4)外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、剥落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。
避難施設	(1)避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。
	(2)階段	階段室・踊り場に物品が置かれていないか。
	(3)避難階の避難口	①扉の開放方向は避難上支障はないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他障害物はないか。
火気設備器具	(1)厨房設備	①可燃物品からの保有距離は適切か。 ②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。
	(2)ガスストーブ・石油ストーブ	①自動消火装置は適正に機能するか。 ②火気周囲は整理整頓されているか。
電気設備	電気設備	①コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ②タコ足の接続を行っていないか。 ③許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。
その他	危険物	①容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ②危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③整理掃除状況は適性か。

実施項目	実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係		年　月　日	
避難関係		年　月　日	
火気設備器具		年　月　日	
電気設備		年　月　日	
危険物		年　月　日	

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

